

セーフティネット保証認定の申請受付について

平成22年2月
太田市商業観光課

受付場所

商業観光課金融係（市役所5階）

〒373-0853 群馬県太田市浜町2番35号

TEL：0276-47-1833（ダイヤルイン） FAX：0276-47-1881

受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

認定書発行

受付日の翌日午後2時（土日祝日は除く）となります。

※以下の認定基準や必要書類をご確認の上申請してください。

第5号（イ）：原則全業種（※農林水産業・金融業・宗教団体など法令上の対象外業種などを除く）

○認定基準

- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

○必要書類

申請書2部

最近3か月間の試算表及び前年同期のもの

※「最近3か月間」とは、申請の属する月の前月から起算しますが、算出困難な場合は、前々月からでも可とします。

業種の分かるもの（商業登記簿謄本）

代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

許認可証（許認可の必要がある業種）

第5号（ロ）：原則全業種（※農林水産業・金融業・宗教団体など法令上の対象外業種などを除く）

○認定基準

- ・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

○必要書類

申請書2部

最近3か月間の原油等の仕入伝票及び前年同期のもの

最近3か月間の試算表、原価計算書及び前年同期のもの

※「最近3か月間」とは、申請の属する月の前月から起算しますが、算出困難な場合は、前々月からでも可とします。

業種の分かるもの（商業登記簿謄本）

代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

許認可証（許認可の必要がある業種）

第5号（ハ）：原則全業種（※農林水産業・金融業・宗教団体など法令上の対象外業種などを除く）

○認定基準

- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

○必要書類

申請書2部

最近3か月間の試算表及び前年同期のもの

※「最近3か月間」とは、申請の属する月の前月から起算しますが、算出困難な場合は、前々月からでも可とします。

決算書2期分または確定申告書2年分

業種の分かるもの（商業登記簿謄本）

代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

許認可証（許認可の必要がある業種）

第5号（ニ）：原則全業種（※農林水産業・金融業・宗教団体など法令上の対象外業種などを除く）

○認定基準

- ・指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者。

○必要書類

申請書2部

最近1か月間の試算表とその後2か月間の見込み売上高等及び前年同期の試算表

業種の分かるもの（商業登記簿謄本）

代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

許認可証（許認可の必要がある業種）

第5号（ホ）：原則全業種（※農林水産業・金融業・宗教団体など法令上の対象外業種などを除く）

○認定基準

- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前々年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

○必要書類

申請書2部

最近3か月間の試算表及び前々年同期のもの

※「最近3か月間」とは、申請の属する月の前月から起算しますが、算出困難な場合は、前々月からでも可とします。

業種の分かるもの（商業登記簿謄本）

代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

許認可証（許認可の必要がある業種）

第6号：取引金融機関の破綻

○認定基準

- ・破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

○必要書類

- 申請書2部
- 申請1年前までの間に破綻金融機関との取引を行っていた証明（残高証明書、決算書、借入明細など）
- 代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

第7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

○認定基準

- ・経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者

○必要書類

- 申請書2部
- 直近（概ね1か月前まで）及び前年同期の借入がある金融機関すべての残高証明書（借入残高には、手形割引の金額は含めない。）
- 直近の決算書（附属明細の借入先一覧含む）
- 代理人選任届（委任状）・・・金融機関の方（代理人）が申請手続きを行う場合に必要となります。

その他

- ・その他の号の該当基準や5号における指定業種、6号の破綻金融機関、7号の経営の相当程度の合理化を実施している金融機関については、中小企業庁ホームページ (http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm#5)を参照して下さい。